

# In depth

## A look at current financial reporting issues

6 March 2017  
No. UK2017-01

### 再生可能エネルギーセクターにおける 差金決済契約 (CfD)

英国のエネルギー市場改革が会計に及ぼす影響

#### 目次

要点.....	1
背景.....	2
目的適合的な基準の下での 会計上の要求事項および CfD 制度への適用.....	3
次のステップ.....	8

#### 要点

英国政府は最近、低炭素発電の支援を目的とした新たな制度を導入しました。これは、差金決済契約 (CfD) 制度として知られており、再生可能エネルギー導入義務 (RO) 制度に置き換わるものです。

多くの企業にとって、2017 年は、この CfD 制度の下で経済的便益または債務を実際に会計処理しなければならない最初の年になります。この制度は、異なる会計基準または解釈指針を適用しなければならない可能性があるため、会計処理の面で課題があります。本資料では、PwC が CfD の会計処理において主要な検討事項と考える点を解説しています。PwC は、発電事業者が適用し得る代替的な会計処理には、次のようなものがあると考えます。

- CfD を国際会計基準 (IAS) 第 20 号に基づき政府補助金として会計処理する。この場合、発電するに従い、損益計算書で受取額を認識する可能性が最も高い。
- CfD を IAS 第 39 号/国際財務報告基準 (IFRS) 第 9 号に基づきデリバティブ金融商品として会計処理する。CfD は契約の開始時より時価評価されるため、純損益にボラティリティが生じることになる。
- 上記の組合せとして、CfD の当初の公正価値について政府補助金を認識し、その後、CfD を IAS 第 39 号/IFRS 第 9 号に基づきデリバティブとして会計処理する。この場合も、CfD の契約期間にわたり純損益にボラティリティが生じることになる。

経営者は、自社の事実および状況に基づき、どのアプローチを適用するかを判断する必要があります。PwC は、多くの企業は、後述するとおり、政府補助金のアプローチが他のアプローチよりも CfD スキームの目的と整合しているため、適切な会計処理であると考えたと予想します。

なお、電力事業者が支払う課金 (SO) の会計処理はより明確であり、本資料では扱っていません。

## 背景

### 差金決済契約(CfD)制度の概要

英国政府の電力市場改革(EMR)計画の重要な点は、大規模再生可能発電のための従来の主要な支援メカニズムであった再生可能エネルギー導入義務(RO)から、低炭素発電の新たな支援メカニズムである差金決済契約(CfD)に移行したことです。

CfD は、低炭素発電事業者と国営企業である低炭素契約会社(Low Carbon Contracts Company(LCCC))との私法上の契約です。CfD の契約当事者である発電事業者には、特定の低炭素発電技術に対する投資コストを反映させた電力価格である「基準価格(strike price)」と、英国市場における電力の平均市場価格の基準である「卸電力市場価格(reference price)」との差額が支払われます。

基準価格は、インフレに関連するメカニズムを通じて時間とともに変動し、時価よりも高くなります。基準価格と市場価格との差額は差金払と呼ばれます。この差金払は、CfD 制度の下で契約している発電設備から送電される(または送電可能となる)電力のメガワット単位で支払われます。

CfD は、電力価格上昇時により高い支援コストを支払うことから消費者を保護する一方で、不安定な卸電力価格へのエクスポージャーを低減することで、発電事業者の収益を安定化することを通じて、低炭素発電投資を支援しています。CfD 制度の目的は、より低い資本コストによる新規発電設備の開発を促進し、それによって最終消費者のコスト負担を軽減することです。

### 会計上の検討事項

以下では、国際財務報告基準(IFRS)の下で CfD に適用される会計処理を決定する際の主要な検討事項を説明します。PwC は、次の 5 つの会計基準/適用指針の適用について広範な検討を行いました。

1. IAS 第 20 号—政府補助金
2. IAS 第 39 号/IFRS 第 9 号—金融商品
3. IAS 第 18 号/IFRS 第 15 号—(顧客との契約から生じる)収益
4. IAS 第 17 号/IFRS 第 16 号—リース
5. IFRIC 解釈指針(IFRIC)第 12 号—サービス委譲契約

#### PwC の見解

PwC は、CfD は収益基準およびリース基準の範囲には含まれず、また IFRIC 第 12 号の下でのサービス委譲契約にも該当しない可能性が高いと考えます。

以下でより詳しく説明しますが、CfD の適切な取扱いは、これらの契約を、CfD スキームの目的と整合的に、政府補助金に分類することです。市場価格が CfD の基準価格を下回った場合に発電事業者が受け取る金額が、低炭素発電を促進するために英国政府が支給する補助金を表しています。

PwC の評価によると、CfD は、IAS 第 39 号/IFRS 第 9 号における金融商品の定義も満たします。そのため、CfD 契約についてデリバティブとして純損益を通じて公正価値で測定する会計処理を行うことも容認できます。しかし、企業の中には、政府補助金の会計処理を適用するほうが CfD スキームの目的をより適切に反映すると考える企業もあるでしょう。また、IAS 第 39 号/IFRS 第 9 号は、CfD の公正価値の決定にあたり、かなり多くの判断と労力を要求するでしょう。PwC は、契約が IAS 第 20 号(政府補助金の会計処理)および IAS 第 39 号/IFRS 第 9 号(金融商品)の双方の範囲に含まれる場合、IAS 第 20 号で要求される会計処理が目的適格的で信頼性の高いアプローチであるならばそれに従うことができると考えます。

#### PwC の見解

結局のところ、CfD の会計処理について適切なアプローチを決定する際には判断を用いなければならないことは明らかです。このため、企業は採用した会計方針を明確に開示しなければなりません。

以下では、複数の考え得る会計処理についての検討事項を、より詳しく説明します。

## 目的適格的な基準の下での会計上の要求事項および CfD 制度への適用

### 政府補助金:IAS 第 20 号

#### 政府補助金とは何か

IFRS は政府補助金を、「企業の営業活動に関する一定の条件を過去において満たしたこと又は将来において満たすことの見返りとして、企業に資源を移転する形態による政府による援助」と定義しています。

政府補助金の会計処理、および政府補助金や他の形態の政府援助の適切な開示の決定には、IAS 第 20 号を適用しなければなりません。

政府補助金は、以下の 2 種類のうちのどちらかに分類されます。

- 資産に関する補助金: 補助金を受ける資格を有する企業が固定資産を購入、建設、またはその他の方法で取得しなければならないことを主要な条件とする政府補助金。資産の種類もしくは設置場所、または資産の取得時期もしくは保有期間を制限する補足的な条件が付されることもある。
- 収益に関する補助金: 資産に関する補助金以外の政府補助金。

#### 認識および測定に関する原則

政府補助金は、以下について合理的な保証が得られるまで、認識されません。

- 企業が補助金の付帯条件を遵守すること
- 補助金を受領されること

補助金は、関連コストが認識される期間にわたって事後的に純損益に認識されます。

## CfD 制度への適用

CfD 制度の下で、発電事業者は通常の方法で市場にエネルギーを販売します。しかし、変動する電力価格へのエクスポージャーを減らすために、CfD では、市場価格からあらかじめ合意している「基準価格」の範囲で変動する追加額が支払われます。市場価格が基準価格を上回る場合には、発電事業者はその差分の返金が要求され、これにより消費者は過払いから保護されます。

### PwC の見解

この価格決定メカニズムは、政府補助金が低炭素発電の見返りとして支給されているとみなすことができます。このメカニズムでは、低炭素発電の価格の下限が設定されます。発電事業者は、電力が利用可能になった場合に、価格の不足が補填されるよう補助金を受け取ります。発電所の建設に対する援助はありません。このように、補助金を受け取るための主要な条件は発電であり、したがって収益に関する補助金として分類することは容認できると考えます。

補助金は価格の不足の補填を目的としているため、電力が利用可能になった時点で認識されます。基準価格の計算式は、契約の締結時に決定され、発電事業者の将来の収益の流れがある程度確実になりますが、実際に発電されるまでは支払を受けることあるいは受取可能となることはありません。また契約では、発電を開始する期限または契約が無効になる期限を設定します。このため PwC は、電力が利用可能になって初めて、条件が遵守されることおよび補助金を受け取ることについて、合理的な保証が存在すると考えます。

PwC は、差額が支払われる形式の補助金が、収益に関する補助金として、関連する電力が生産される期間の純損益に計上されると見込んでいます。IAS 第 20 号は、そのような補助金を、独立科目または「その他の収益」のような一般的な科目名で表示することを認めています。

### 追加的な検討事項

英国の消費者を保護する目的から、CfD には、市場価格が CfD の基準価格を上回った場合に発電事業者が LCCC に余剰分を返還するメカニズムがあります。これにより英国の納税者は、電力価格上昇時に低炭素発電の補助金を負担しないことが保証されます。

### PwC の見解

PwC は、収益が認識される場合には返還の可能性は高くないため、返還の可能性は認識に影響しないと考えます。偶発的に補助金を返還しなければならない可能性はありますが、このメカニズムは、価格の下限を設定することにより発電事業者の低炭素発電を促進するという、CfD スキームの目的を変えるものではありません。

PwC は、市場価格が実際に CfD の基準価格を上回る状況では、IAS 第 20 号における補助金の返還として会計処理されると考えます。これは、上記のインカム・アプローチを前提に、返還された金額が即時に純損益に認識されることを意味します。

## 金融商品:IAS 第 39 号

CfD を政府補助金として会計処理することが最もわかりやすいアプローチで、CfD スキームの目的と整合しているように思えますが、企業は、契約により発電事業者に金融商品が生じる否か、さらにはそれが潜在的に会計処理に与える影響について検討しなければなりません。

### 金融商品:認識および測定

IAS 第 32 号は、金融商品を、「一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債または資本性金融商品の双方を生じさせる契約」と定義しています。大まかに言うと、金融資産は現金または現金を受け取る契約上の権利であり、一方、金融負債は、現金を支払うまたは別の金融資産を引き渡す契約上の義務です。

CfD が金融商品を生じさせるか否かの決定においては、多くの実務上の検討事項があります。それらは、以下に示すとおりです。

#### 1. 契約履行時の取扱い

CfD の履行自体は、発電事業者が CfD の相手方から現金を受け取る直接の契約上の権利を生じさせるものではありません。CfD の相手方は、適格な電力が発電されるまでは支払義務はありません。

さらに、発電所が建設されておらず、特定の期限内に稼働できない場合には、CfD に基づく発電事業者の請求権は無効になります。このような CfD スキームの設計により、プロジェクトが合理的な期間内に完了しない場合または発電所の稼働が困難な場合に、電力事業者は、また最終的に消費者は、支払いを要求されないことが保証されます。プロジェクトの履行および稼働にかかるリスクは発電事業者が負います。

#### PwC の見解

CfD の最初の履行時には、重要な未履行要素があることを考慮すると、金融商品は生じていないとする主張があります。しかし、IAS 第 32 号の適用指針(AG8)は、契約上の権利および義務(すなわち、金融商品)は、契約に基づく支払いが一部の将来の事象の発生(この場合、指定された期限までの新規低炭素発電所の建設)が条件となる場合であったとしても、過去の事象(この場合、契約の履行)により存在する可能性がある、としています。したがって、別の主張としては、発電所がまだ発電できない場合でも、CfD を契約履行日より認識し、その後の公正価値の変動を純損益に計上しなければならない、ということになります。

#### 2. 発電開始時の取扱い

契約履行日に金融商品が認識されないことを前提とすると、企業は、発電所が稼働可能になった時点で再度会計処理を検討しなければなりません。

CfD の標準条項は発電事業者側に最低水準の電力を生産する義務を課さず、また発電事業者が既定の発電水準を満たさなかった場合に違約金もありません。しかし、発電所の建設に多額の先行投資が伴うことを考えれば、発電を行うことに明確な経済的インセンティブが存在し、その結果、発電が開始された時点でこの CfD 契約はデリバティブの定義を満たすと考えられるため、当該契約を認識しなければなりません。より具体的には、この時点で、発電事業者と CfD の相手方は、基準価格に対する市場価格のポジションに応じて、現金を受け取る権利を有するか、または、現金を支払う義務を負うこととなります。この権利/義務は将来に決済され、その金額および結果としての価値は、市場価格の動きに応じて変動する(すなわち、原市場価格に合わせて変化することになります)。(発電所の建設コストは、CfD 契約の一部とはみなされないため)契約の当初時点では、純投資はまったくないか、または、限定的な純投資しかありません。

デリバティブ金融商品は、公正価値で当初認識され、純損益を通じて公正価値で事後測定されます。

### PwC の見解

実務上、CfD の測定には判断が伴い、デリバティブとして会計処理した場合には、卸電力価格の見直し次第で発電事業者の業績に重大なボラティリティが生じる可能性があります。そのため企業は、別の代替的な会計方針のほうが、低炭素発電への補助金支給を通じてグリーン・エネルギーの拡大を促進・支援するという CfD スキームの基本目的をより適切に表しているかどうかを検討してもよいでしょう。

### その他の検討事項－収益、リース、サービス委譲契約

その他の会計基準/解釈指針で検討を要するものとして、収益およびリースに関する基準、サービス委譲契約に関する解釈指針があります。

#### IAS 第 18 号「収益」/IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」

収益とは、持分参加者からの拠出に関連するもの以外で、持分の増加をもたらす一定期間中の企業の通常の活動過程で生じる経済的便益の総流入をいいます。

収益は、IAS 第 18 号に示されている条件が満たされた場合にのみ、受領したまたは受領可能な対価の公正価値として認識されます。これらの条件には以下が含まれます。

- 物品の所有に伴う重要なリスクおよび経済価値を企業が買手に移転したこと
- 収益の額を、信頼性をもって測定できること
- その取引に関連する経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと

契約の相手方への電力販売による収入および CfD の差金払による追加の収入は、ともに経済的便益の総流入であり、企業の通常の活動過程で受け取ると考えられます。

送電線網に電力が供給されると、リスクおよび経済価値は発電事業者から買手に移転し、将来の経済便益が企業に流入する可能性が高くなります。さらに受け取るべき額は、契約の相手方と合意した金額と CfD の下で発生する差金払を反映して、信頼性をもって測定できます。

### PwC の見解

事業の通常の過程で稼得した収益と異なり、差金払は、所有に伴うリスクおよび経済価値を引き受けた電力の買手からではなく、LCCC (国営企業) から受け取ります。この点で、これらの差金払は収益の定義を満たさないと考えられます。

企業は、新しい収益基準である IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用にも目を向けるべきです。IFRS 第 15 号の範囲には、「企業は契約の相手方が顧客である場合にのみ、本基準を契約に適用しなければならない」と記載されています。また顧客は、「企業の通常の活動のアウトプットである財またはサービスを対価と交換に獲得するために当該企業と契約した当事者である」と定義されています。上記のとおり、LCCC は、対価と交換に財またはサービスを受け取っていないことから、この契約においては顧客ではありません。したがって PwC は、CfD スキームの下での支払いは、発電事業者にとって収入の形であるものの、従前の収益基準 (IAS 第 18 号) またはそれに代わる基準である IFRS 第 15 号のいずれの下でも収益としての認識要件を満たさない可能性が高いと考えます。

## IAS 第 17 号「リース」

リースは、貸手が借手に対して、一括または一連の支払と引き換えに、合意した期間にわたって特定の資産の使用権を移転する取引です。企業は、法的にリースの形態をとっていないものの一括または一連の支払と引き換えに使用権を移転する契約を締結する場合があります。そのような契約の例には、アウトソーシング契約およびテイク・オア・ペイ契約があります。

IFRIC 第 4 号の下では、契約がリースであるか、またはリースを含んでいるかの判断は、契約の実質を基にしなければならず、次のことの検討が必要になります。

- 契約の履行が、特定の資産または資産群の使用に依存しているかどうか
- 契約により、当該資産を使用する権利が与えられるかどうか

この最初の要件は満たされると考えられます。すなわち、契約の履行は特定の資産(この場合は発電所)の使用に依存します。

しかし、PwC は、この契約で資産の使用権は CfD の相手方(LCCC)に移転しないと考えます。発電事業者は、自身が適切だと考える方法で発電所を稼働する権利を保持し、また発電所の保守および管理の責任を負います。さらに、CfD の相手方は生産された電力を受け取らず、発電事業者は電力を誰に販売するかの選択権を保持します。

### PwC の見解

このように、契約がリースであるためには特定の資産の使用と当該資産の使用権の両方が要求されますが、ここでは契約はリースに該当せず、この状況では IAS 第 17 号は適用できないと考えます。

新しいリース基準である IFRS 第 16 号は、2019 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から発効します。IFRS 第 16 号は、「契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースを含んでいる」としています。これは、上記と類似の結論をもたらします。すなわち、CfD の相手方は発電所の使用を支配する権利を得ておらず、したがって、PwC は、当該契約は IFRS 第 16 号の範囲に含まれないと考えます。

## IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」

IFRIC 第 12 号は、主として、社会基盤の開発およびその後の運営や保守の領域における政府と民間部門との間のサービス契約による取決めに関連する対価について規定しています。このような契約の主な特性は、営業者が引き受ける義務が公共サービスの性質を備えていることです。

IFRIC 第 12 号の範囲に含まれる「官から民」方式の典型的な契約は、「ビルド・オペレート・トランスファー (BOT)」契約です。このタイプの契約の下で、営業者は公共サービスの提供で使用する社会基盤を建設し、特定の期間、その社会基盤を運営、維持します。営業者は、契約期間にわたりそのサービスについて支払いを受けます。

IFRIC 第 12 号で示されているとおり、サービス委譲契約に共通する特性には以下が含まれる場合があります。

- 委譲者は、行政組織またはサービスに関する責任が委譲されている民間部門の事業体を含む、公的部門の事業体である。
- 営業者は、少なくとも社会基盤および関連するサービスの管理の一部について責任を負い、単に、委譲者の代わりにエージェントとしての役割を担うだけではない。
- 契約は、営業者によって徴収される最初の価格を設定し、サービス契約の期間にわたる価格改訂を規制する。

- 営業者は契約の期間の終了時点において委譲者に対し、どちらの当事者が最初にそれに資金提供したかに関係なく、追加の対価をほとんどまたは全く得ずに、特定の状態で社会基盤を引き渡す義務を負う。

一見したところ、CfD の標準条項は、行政組織により委譲された契約で、最初の価格が固定されており、IFRIC 第 12 号の契約の要素を有しているとみなすことができそうです。

しかし、サービス委譲契約が IFRIC 第 12 号の範囲に含まれるためには、以下の 2 つの要素がなければなりません。

- 営業者が社会基盤によってどのようなサービスを、誰に対して、どのような価格で提供しなければならないかについて、委譲者(この場合、LCCC)が支配または規制をしている。
- 契約期間の終了時点において委譲者が、所有権、受益権またはその他の権利を通じて、社会基盤に対する重要な残余持分を支配している。

PwC は、LCCC が CfD の下で電力を提供する価格を決定するものの、社会基盤を運営する方法についてまで支配を行使することはないと予想します。いつ発電するか、および生産した電力を誰に販売するかに関する決定は、発電事業者が行います。

さらに、標準的な CfD 契約では、LCCC が発電インフラの所有権を得たり、残余持分を有したりすることはないと考えます。これは、発電インフラが、耐用年数の末日(通常、発電事業者はこの時点で当該資産を除去する義務を負う)まで発電事業者の資産であり続けるということです。

このように、CfD が IFRIC 第 12 号の範囲に含まれる可能性は低いと考えます。

## 次のステップ

経営者は、締結した CfD の適切な会計処理と、財務諸表でどのような開示が要求されるかについて検討しなければなりません。